

招集期日 平成21年9月4日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第2委員会室

開 会 9月4日（金曜日）午前 9時29分

閉 会 9月4日（金曜日）午後 2時01分

出席委員 委員長 金澤秀信 副委員長 山本秀和
委員 石田芳夫 委員 横田淳一
委員 近藤常雄 委員 金子俊雄
委員 友山信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長
区画整理部長 水道部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより付託案件の議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案7件、補正予算7件の計15件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第64号の条例の審査、議案第67号から73号の一般議案の審査、議案第77号及び第82号から87号の補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 次に、議案第77号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第64号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例

委員長 初めに、議案第64号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 議案第64号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条
例の一部を改正する条例の概要を説明申し上げます。

現在本市では、入間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、環境
への負荷の少ない循環型社会を構築するため、全市を挙げてごみ
の減量、資源化に取り組んでおります。今回の条例改正は、民間

事業者が生ごみや剪定枝などの資源化を初め、新たなリサイクル事業を一般廃棄物処分業として行えるよう、その許可に関する条文を加えるほか、一般廃棄物及び浄化槽に関する許可申請手数料を2,000円から3,000円に改定するものです。

また、廃棄物減量等推進審議会からは、許可対象施設周辺の生活環境の維持に配慮してほしいとの意見が多く出されておりますので、これを尊重し、条例第25条の2に周辺地域への配慮を新たに条文化するとともに、市との事前協議や近隣住民への説明会開催等に係る手続に関する要綱を新たに新設いたします。

なお、今後は一般廃棄物処分業を法令等に基づきまして許可していくことになり、もって一層のごみ減量、資源化を推進していきたいと考えるものでございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　今説明のあった周辺地域への配慮の関係で要綱という話、その内容をもう少し説明していただけますか。要綱の内容。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当）　要綱の内容でございますけれども、事前協議が1点でございます。この事前協議につきましては、処分業につきましては申請をする90日前までに事前協議をするということが1点でございます。

それと、隣接所有者の同意を求める条文もございます。これに

については申請をする、提出をする前までに同意書を市のほうに提出をしていただくという内容になっております。

住民説明会につきましては、半径2キロメートル以内の居住者の方、事業所の方、こういった方々を対象として開催するように求めています。

それとあと、環境への配慮ということでございますけれども、これは既存の産廃条例の内容に基づきまして、周辺緑地面積の割合を10パーセント以上確保するように求めていく内容を提起しております。

それと、もう一つ、ISOの14001の認証取得を求めるように、要綱の中で規定を定めております。

以上が要綱の概要でございます。

石田委員 要綱できているのだったら、これ資料で配っていただけないのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今回議会事務局のほうともいろいろなその辺の資料の関係ちょっと詰めたのですけれども、庶務課も含めて、その辺で一つの結論としては要綱については今回は出さないという結論に至ったわけなのですけれども、基本的にはお手元にある参考資料にとどめたわけでございます。経過的なお話なのですが。

石田委員 要綱そのものが確定していないのかなと思っていたのです、まだ。一定のものをつくるという方向だけで、私はそう解釈したのだけれども、できているのだったら、別に配付したって問題ない

わけですね。それに従って行政進めていくわけだから。配付して
いただけないですか。

環境経済部長 法令改正の担当の庶務課のほう、総務部のほうと調整させ
ていただいたのですが、今回の改正条文の中に要綱に係る条文が
改正内容にないということで、その要綱については事前配付する
必要ないだろうということをお願いして、ただ、その内容がどん
な内容だということが明らかでないといけなないので、要旨だけを
添付させていただいたという経緯でございまして、最後のところ
に、資料1のところの最後にこの辺を書かせていただいていると
いうことでございます。委員長のほうにそれは配付をするという
ことを求められるのであれば、コピーして、お出しすることはや
ぶさかではございません。

委員長 今執行部の方から話があったのですが、できているのであれば、
今コピーして、今配っていただけたらと思います。

では、暫時休憩いたします。

石田委員 いいですよ。ほかのやっているから。できれば。

委員長 そうですか。では、それ手配だけは先にして、今別にしていた
だけですか。

石田委員 具体的に何社かがやはりそうした一般廃棄物の処理をやりたい
という要望があるという話を聞いているのですけれども、具体的
には例えば狭山台とか、武蔵工業団地ですか、そういう工業団地
以外で、そういう希望も出されているのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 現在のところ、結論から言

いますと、希望というのは今産業廃棄物、これも総括でちょっと
答弁があったかと思うのですけれども、その産業廃棄物処理業者、
工業団地に17社あるかと思うのですが、そのうちの四、五社がい
わゆる今回の一般廃の処分業の許可を、条例制定後、受けたいと
いう意向というのはうちのほうでも確認はしております。そのほ
かについては、現在のところ、情動的なものというのはいません。

友山委員 さっき要綱の中で説明責任みたいなありましたですね。半径
2キロ以内の居住者とか事業所、この同意書、事前に協議やるの
90日前ということで、隣接地などの同意書というのはどの程度の
強制力があるのですか、同意書というのは。全員なのか、それと
もある程度のを満たしていればいいのか。どうなのですか、
同意書。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には要綱、後ほどご
配付させていただきますけれども、第3条の中に「処分業計画者
は、処理施設を計画している敷地に隣接する土地所有者の同意を
得るとともに」ということなのですが、その書類自体を市長に提
出する云々とあるのですが、基本的に我々考えておりますのは、
この要綱の条文どおり、その敷地に接する地権者についてはすべ
ていただく、同意をいただくというような形で、ちょっと先走っ
てしまいますが、要綱ですから、願いの指導していくというよ
うな考え方でおります。

委員長 とれなかったらどうするのですか。友山委員、そういうことで

すよね。強制力というのは。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今既存の産廃条例の中でもこの辺、同意、説明会の内容、説明会、理解が得られるまで繰り返しというような表現があるかと思うのですけれども、私どもとしてはこれ今回同意ですけれども、その関係について、とれなかったらという話になりますけれども、我々としてはとっていただくように努力していくという姿勢のご答弁きりできないのですけれども、1つにはこの要綱の中の同意案件をまた要綱でなくて、規則等にまた格上げしてという考え方も今回の改正に向けて、担当部局のほうとも調整したわけでございますけれども、基本的には同意案件自体、今回の許可につきましては廃掃法にすべて基づくわけなのですが、その中の許可条件というものがあって、基本的には許可条件を満たせば、法の読み方、ご承知のように許可しなければいけないというような考え方があるわけなのですが、ただそれだけでまたいいのかという話もございます。いろいろ県との照会等も踏まえまして、いきなり規則とか上乘せの規制を乗せることはある意味法に抵触するというような指導もございまして、それで最終的に今回要綱の中に、廃掃法等に基づく基準以外のものについて要綱を設けて、指導していくというような形に至ったわけでございます。ですから、最終的にご質問のとれなかったらどうするのかという話、これは市の中でもいろいろな要綱ございますけれども、特に開発関係、指導課等にありますが、なかなか要綱行政、確かに担当窓口としては非常に厳しいところ

もでございます。ただ、それについてもやはり粘り強くといいますか、その趣旨をご理解をいただきながら、やはり同意をいただくきりないかなと。

もう一つは、逆に全く許可条件の中にも、今度廃掃法に戻りますけれども、いわゆる事業の継続性を持たなければいけないという条文がございます、言いかえれば、仮にこの要綱だから、同意がすべて全員がもらえない形で許可して、当然住民の反対運動等も予想されるわけですので、そうすると法の中の事業の継続性というものの自体が危ぶまれるわけですから、その辺を説明の上、要綱でありますけれども、より強いお願い的指導をしていくというような考え方でございます。

委員長　　今の件は、友山委員、別に先ほどの説明で今までの産廃業者、既存の産廃業者が一般廃棄物についても事業拡張ということでやってくると、当然既存の隣接している方々は非常に不満、強い不満を持っている方が多いというふうに聞いていますので、今回の一般廃棄物の免許更新というか、申請に対して簡単には同意していただけるとは私も思えないのです。そういう意味で、多分友山委員が近隣、隣接含めた住民説明会含めた同意というのはかなり厳しいだろうというのを当然予想されるので、多分そこいらの強制力について聞いたと思うのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長　確かにそういう状況もあるかと思えますけれども、答弁としては、先ほど申しましたように、どうしてもこれは本来であればもう少し規則とか何かという話で

させてもらったのですけれども、いかんせんそれ自体が今度は逆に上乗せ規制ということで、その問題で例えば同意の不備ということで許可しないということになった場合、その辺の今度は市に対する訴訟とかというのもつながることも容易に想定されるわけなのですけれども、その辺の状況あるかと思えますけれども、我々としても先ほど申しましたように、そういう強い姿勢、お願い的指導をしていきたいと、これ以上の答弁は今のところちょっとできないわけでございます。

石田委員 今の関係で、ちょっと確認しておきたいのですけれども、隣接地という解釈はどういうふうにするのか聞きたいのですけれども、例えば割に調整区域か何かで余り家がないところでやった場合等で計画した場合、土地なり確定するとか、いろいろな場合が起きた場合に、周りに例えば畑道みたいなので1間の道路とか、そういうところがありますね。そういうものを境にして、例えば道路の反対側は同意をとらなくていいのかという、その辺の解釈ですけれども、例えば極端に言えば2メートルなり4メートルの道路に囲まれて、全部敷地があった場合には隣接者の同意は要らないという解釈するのか、反対側についても一定の道路の狭い道路等の場合には同意をもらうようにするのか、その辺の境界というのはどういうふうを考える。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には、今ご配付になったかと思えますけれども、先ほどちょっと読ませていただきましたけれども、第3条ということなのですけれども、そこで我々

考えておりますのは、その施設の敷地に隣接、非常にある意味今のご質問をちょっと受けて、隣接というものが確かに接しているとか、もう少し具体的にすれば、今のご質問なかったかなと思ったりしたのですが、基本的にはその施設の敷地に接している地主さんからいただくというような形で今のところ限定して、いただくということで考えております。

委員長 整理しますと、今の話ですと、単純に周囲を分筆して、30センチ幅で残して分筆して、中だけを開発するという形にすれば、逃れられますよね。逃れられますと思います。分筆すればいいわけですから。隣接しなくなるわけですから。それでも可能になってしまうということですね。確認しますけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 確かに委員長のほうでいらっしゃるもし行為が行われたとすれば、今私がお答弁した内容からすれば、同意が不要という形になります。

石田委員 今のような場合でも、やはり実態に即して指導していかないと、実際に敷地の隣接する部分だけ50センチか1メートルずっとやって、ほかの地主に持たせてしまって、同意を得てしまうとか、いろいろな形が考えられるから、それは実態に即してやってもらいたいと思うのですけれども、さっき言った形で考えると、では道路に面している反対側は要らないと、基本的には、いうふうに考えていいのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今のところ、そういう考えでおります。ただ、実際ちょっと我々も少し、ある意味ちょっと

勉強不足で、その辺を想定をしていなかった、分筆のお話を含めてですけれども、その辺ちよつとご意見というか、ご質問いただいた中で考えますと、この辺の取り扱いについて、もう少し取り扱い基準的なもの自体をまたちよつと整備していく必要があるかなとは感じております。

石田委員 例えば2メートルや3メートルの道路に面して、その反対側についても例えばこういったもの、施設ができると、当然その評価そのものものがくんと下がってしまう可能性もあるのですよね。そういった意味では、本当にできるだけ広い範囲の地権者の同意を得られるように指導していただくというふうに要望しておきたいと思えます。

委員長 今回の話、生活実態に即して、隣接に準じているというものも含めて、この要綱の見直しをしていただきたいということで、石田委員、よろしいですか。

石田委員 はい。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 確かに見直しということで、いわゆる基本的にはこの要綱として定めて、その中で運用的なもので整理していきたいという形で私、意味合いでちよつとお答えしたつもりなのです。いわゆる要綱を改正云々……

石田委員 改正まで言っていないです。

委員長 言わないでいいのですか。

石田委員 信賴していますから。

山本委員 では、順次質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、改正案の第21条、一般廃棄物処分業者、総括質疑でもお伺いをしましたが、一括で認めるということになっていますので、リサイクルに限定されず、焼却や埋め立てもその範疇に含まれるという理解で総括質疑お伺いしましたが、まず確認ですが、それでよろしいですね。処分業者の範疇の中には焼却業者や埋め立ての業者も全部入ってくるということで理解してよろしいですかという確認なのですが。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には一般廃棄物処理業、これは収集運搬業と処分業に分かれるわけでございます。そして、収集運搬があって、その後に中間処理と最終処分、この中間処理と最終処分がいわゆる処分、いわゆる処分業という位置づけ、体系的なものになります。ということで。

山本委員 そうしたら、埋め立てや焼却というものもこの中に当然範疇に入ると、許可すべき業者のなりわいとして、範疇に入ることによって理解してよろしいですよ。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には定義的には入っておりますが、今回のいわゆる条例改正、うちのほうで許可する内容ですけれども、その処分の中の中間処理、先ほど申しましたように中間処理の中の……

環境経済部長 言われることの答えになっていない。そのとおりです。処分業は含まれます。ですから、埋め立ても焼却も、この条文上は含まれます。実際の例を言いますと……おっしゃるとおり、法的にはそういうふうになっております。日高市役所などのような例

を差し上げれば、太平洋セメントがやっているわけです。それ処分業、処分しているわけですから、実際その処分も与えているということでございます。そのとおりでございます。

山本委員 今部長がおっしゃられたように、そういうケースがあると。うちの市で、総括質疑等お伺いをしていて、今回認めようとしているところは再資源化であると。その部分に、要するに上位法の関係で許可要件ですから、許可として法的には認めなければいけないのだけれども、市としてあける分野というのは再資源化だけであるという部分で狭めようとしているわけですよ。それを狭めていくための根拠という部分については、総括の説明でお伺いしていると、廃棄物処理計画ですか、その部分がよりどころになっているという理解でよろしいですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 はい、そのとおりでございます。

山本委員 その廃棄物処理計画は、市が告示することになっていますけれども、これは庁内計画ということでよろしいですね。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 はい、そういうことでよろしいかと思えます。

山本委員 そうしたら、極端な話、政治的にあり得るかどうかはともかくとして、市長さんの政治方針が変わった場合には、当然その処理計画は書きかえられる可能性がある。その場合には、当然議決事項にもなっていませんから、議会としても関与することなく、告示一発で変わってしまうという可能性がゼロではないという理

解でよろしいですね。

環境経済部長 理屈、理論的にはそういうふうに見えると思いますが、基本的には入間市の一般廃棄物処理実施計画書というのは毎年告示されているわけですが、その告示されている実施計画書は一般廃棄物処理基本計画という、こういう計画に基づいて、これに違反したものは告示できないことになっております。これは、廃棄物減量に関する審議会を通して、改正する場合には改正することになっておりまして、勝手に改正することはできません。したがって、議会の関与としては、審議会に諮問したのについては全協で報告、それから答申内容が出た場合にも報告をさせていただいておりますので、その報告でチェックをしていただくというしか要は方法はございませんけれども、首長さんがかわって、勝手にどんどん実施計画書を毎年変えていくということはありません。というふうには私どもは答弁させていただきます。

山本委員 大体その点は了解をしました。ただ、そういう点でいくと、例えば年間、年次の処理計画についても議会に対して、例えば全協協議会の場で、告示の前にご報告をいただくとかいったような形で議会が関与できるような方法をお考えいただくことはできないでしょうか。

環境経済部長 現在のところ、一般廃棄物の実施計画書の告示というのは内容そのものを変えているわけではなくて、処分見込み量というものを毎年毎年このぐらいの量になるだろうという、そういうものの予想を変化させて、告示しているわけであって、先ほどおっ

しゃられましたような埋め立て、焼却などという項目の極端に変わるようなものをそこへ追加するということはできないわけでございますので、その内容的に変化ある場合には、当然全員協議会等で報告するということは、求めがあれば、したいと思います。

以上です。

山本委員 執行部側の動きとして、そういうことのないようにやっていただけるという点については了承したいと思うのですが、何分条項が許可要件になっていて、自治体の上乗せ、横出しはまかりならぬといったような形で県なり国なりから話が来ているということを見ると、間口を狭めるという部分について非常に難しいものがあるのかなというように感じるのです。その部分について、やはり歯どめをかけていくことについては、やはり今後も考えながら進めていかなければというふうに思っているのです。本当のことを言えば、例えば埋め立てや焼却については市で全量処理することを旨とするとかいったような目標みたいなものでもいいから、条文に入れてほしいなというのはあったのですが、これは要望にとどめますけれども、そういったことも含めて、その点についてはより積極的にアクションを起こしていただけるような、行動を起こしていただけるような取り組みを進めながら考えていただければというふうに思いますが、その点いかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今副委員長がおっしゃられることにつきまして、内部でも少し整理をさせていただいた上で、前向きに検討はしていきたいと考えております。

山本委員　ここまで一般廃棄物処分業を入れてこなかった経緯についてもちょっと別の方からお話を伺っていると、前の水村市長ですか、政治方針として焼却は一切全部市でやるのだということで入れてこなかったというふうなお話があったやにも聞いておるのですけれども、前市長のそういう政治決断というか、方針というか、いうものもあったわけですから、そういうことも踏まえつつ進めていただけるように、これは要望しておきたいなというふうに思いますので、その点お願いをしておきたいというふうに思います。

あと、第25条の2の関係なのですが、要綱を今拝見していて、手続的には非常に用意していただいているのだなというふうに思うのですが、先ほど友山委員からもお話ありましたように、これ行政手続法の関係で最後飛び越えるという話になったらどうなるのかなというふうに私も心配しているのですが、行政手続法との関係ではこれやはり対抗要件としては弱いのかなというふうに思いますが、その辺の整理はいかがですか。

環境経済部長　この要綱というものにつきましては、ご質問者がおっしゃるとおり、強制できるものでございませぬので、努力目標ということで定められておるものでございます。したがいまして、これを絶対にやらなければいけないというわけではないわけでございます、私どものほうは求めていきますが、向こうが一切応じないということで申請出てくる可能性だってないとは言えないわけでございます。出た場合には、審査は相当の時間はかかると思えます。当然この手続をしていませんので。その中でチェックを

する中で、この辺の要綱に定められた内容をすべてチェックして、クリアしているものでない限りは許可していかないような、そういう姿勢で臨みたいというふうに思っております。

ご質問者もご存じだと思いますけれども、一般廃棄物の処理を業とする方につきましては、それだけで営業が成り立つというのはとても考えづらい。要するにそれだけの施設として営業して、利益を上げていくということは不可能に近い。ですから、産業廃棄物業とともにやっていくという形がごく一般的でございます。したがって、産業廃棄物のほうでは県知事が許可を出すわけですけれども、その手続に関する条例は入間市で厳しくされておりますので、そちら側のチェックもございますので、我々としては新設に関してはそういう大きな問題はない。ただ、では既存にチェックされている、先ほど言っている産業廃棄物を既に持っておられる業者さんが一般廃棄物を改めてやりたいといった場合には、今までの営業状態、周りからの苦情、そういうものも全部参考にさせていただきますので、そういうものもチェック材料になってくるということでございますので、そう簡単に施設があるから、許可を出せるというものではないということでございます。

先ほど範囲の規定の問題ありましたけれども、本法のほうで一般廃棄物処理計画書に合わないものは許可しないというふうになんと上位法で定められておりますので、一般廃棄物処理計画書にないもの、焼却、埋め立てについては一切許可はしないということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

山本委員 このぐらいにしたいと思いますが、この要綱、要綱自体に罰則がつけられるかどうかというのはあるのですけれども、例えばこれ従っていただけない会社、事業主について企業名を公表するとかいったような一種の行政罰みたいな形のものというのは、これ果たしてつけられるのかどうか。つけられるのであれば、つけることを考えるべきだと思いますが、その点はいかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には要綱を盾に、要綱の中の条件づけ、願いの指導、位置づけですけれども、それを逆に聞き入れられなかった、それに対する罰則という話は、基本的には難しいと考えております。当然廃掃法に基づく許可条件という話であれば、当然罰則規定はあるわけですけれども、要綱を盾にという話になると、これは非常に難しいというお答えをさせていただきます。

山本委員 わかりました。要綱の中でも非常に運用が厳しい中で進めていただくことになろうかというふうに理解しました。いつの日か条例に格上げをしていただいて、そういうことも含めて、より強力に指導していけるようなルールになることを切に希望しておきたいと思いますので、その点、法務の関係での整理をお願いしておきたいと思います。

終わります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第64号 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 市道路線の廃止について

議案第68号 市道路線の認定について

議案第69号 市道路線の廃止について

議案第70号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第67号 市道路線の廃止について、議案第68号 市道路線の認定について、議案第69号 市道路線の廃止について、

議案第70号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

建設部長 議案の審議に入ります前に、提案説明並びに答弁者を変更したいので、お取り計らいをお願いしたいものであります。

議案第67号から73号までの市道路線の認廃案件の説明、答弁につきましては、本来道路管理課長が行うべきであります。親族に不幸がございまして、急遽忌引をとっております。よって、今回に限り、提案説明を次長に、それから答弁を管理課の担当主幹に変更したいものであります。何とぞよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

委員長 許可いたします。

では、改めて執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部次長 それでは、議案第67号 市道路線の廃止について、議案第68号 市道路線の認定について、議案第69号 市道路線の廃止について、議案第70号 市道路線の認定について、関連がございまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号で廃止する市道B62号線は、小谷田三丁目地内、霞川の北側に位置し、起点を小谷田三丁目1178-7、終点は同じく1143-1とする行きどまり道路であります。

次に、議案第68号で認定する市道B62号線は、起点を小谷田三

丁目1178—7、終点は同じく1175—4とする行きどまり道路であります。

次に、議案第69号で廃止する市道B63号線は、同じく小谷田三丁目地内の霞川北側に位置し、起点を小谷田三丁目1171—2、終点は同じく1143—2とする行きどまり道路であります。

次に、議案第70号で認定する市道B63号線は、起点を小谷田三丁目1171—2、終点は同じく1145—3とする行きどまり道路であります。

この2路線の廃止、再認定につきましては、隣接土地所有者2名からの一部交換申請に基づきまして、議案第67号で廃止する市道B62号線の一部をつけかえし、再認定するものであります。また、市道B62号線につけかえに伴い、道路用地を提供した申請者に対し、市道B63号線の一部も交換用地とするため、市道B63号線の廃止、再認定も同時に行うものであります。

この議案につきましては、ちょっと説明がしづらいところもございまして、詳細につきましては、事前に追加資料として配付させていただきました色つきのこのような概要図がございまして、こちらのほうでござらんをいただきたいと思っております。もしございませぬようでしたら、何部かご用意はしてございまして、よろしい……

委員長 では、配ってください。

続けてください。

建設部次長 それでは、市道B62号線の赤色の部分が申請者の一人であり

ます増田氏と交換する現在認定されている道路用地でございます。また、市道B62号線と市道B63号線の黄色の部分がもう一人の申請者であります有限会社サクライと交換する道路用地となります。

次に、市道B62号線のつけかえ部分ですが、緑色の斜線部分が増田氏の所有で、今回道路用地として提供する土地となります。また、市道B62号線の青色の斜線部分がもう一人の申請者であります有限会社サクライが所有し、道路用地として提供する土地となります。この市道B62号線のつけかえに伴い、道路用地を提供する2名の申請者の所有地と市道B62号線の一部と市道B63号線の一部を交換しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 最初に、幅員がどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが、B62の起点から始まって、随分いろいろなでこぼこがあるものですから、幅員はどうなっているのでしょうか。

道路管理課主幹 もともとのBの62号線の幅員ということでよろしいでしょうか。

石田委員 いや、新設のほう、新設というか、認定するほう。

道路管理課主幹 それの新しいつけかえたほうの起点から終点まででよろしい。

石田委員 はい。

道路管理課主幹 4.00から6.02になります。

石田委員 端から言っていってくれない。例えば国道299号線の下がありますね。これは幾つで、幅員が、その後になったら幾つになって、最後は幾つになっているのか。

道路管理課主幹 それは、今は確定図に基づいてちょっと出していないので、ここが幾つ、ここが幾つという細かい数字まではちょっと今はお答えできないのですけれども、おおむねで、このところは最初のところが4メートルちょっとあるのですけれども、その後広がって、6メートルあります。また、Bの63号線のあたりで4メートルぐらいです。ぶつかるところで。そこからずっと東西のところまでが約4メートルで行っています。そこから南に向かいまして、6メートルあります。

石田委員 そうしますと、真ん中の4メートルの部分なのですけれども、これはここはわきに何か古い工場みたいなものがあるということですよ。この建物が、そうすると赤で色づけされていますけれども、ここの上に建ってしまったことになるのではないかと思う。その辺の経過はどうだったのですか。

道路管理課主幹 いつからそうなっていたかという明確な年数は、ちょっとわからないのですが、調べたところによりますと、昭和21年の撮影しました航空写真には建物はありませんでした。昭和21年に撮影した航空写真というものがあるのですが、それを見ると、建物はありませんでした。道路形態は、再認定するその形でもうで

き上がっていました。今言われました建物がどうも昭和22年に建っているようなのです。資料によりますと、建築ということになっておりまして、多分その建物ではないのかなというふうに思っているのですが、その後の昭和45年ごろの写真にはもう建物は載っていますので、その資料からいたしますと、昭和22年にもう道路形態が再認定する格好ででき上がっていたものですから、逆に言いますと、そこに道路がなかったような状態で建物を建ててしまったのかなというふうに思われるのですが、詳細としてはちょっとわからない部分があるのですが、経過としては、調べた限りではそんな形になっております。

石田委員 固定資産税については、当然道路分だから、かかっているでしょう。建物についてはかかっているでしょうけれども、赤いところについては道路扱いですから、当然かかっていると思いませんけれども、そのかわり実際に道路として使っているところに課税されていたという実態になっているのではないかなというふうに思いますけれども。現場の関係で、この建物を壊さないで、4メートルの幅がきちっと確保できるというふうに考えてよろしいのですか。

道路管理課主幹 今の緑色の斜線が入っています増田さんが提供していただく土地で4メートルの幅員がとれます。

石田委員 前後は、それぞれきちっと舗装されていますが、ここだけ砂利道なのですけれども、これについてはどういうふうに今後していくのでしょうか。例えば市のほうでやるのか、増田さんにある程

度整理してもらって、市のほうが受け取る形になったのでしょうか。どういう形になるのでしょうか。

道路管理課主幹 現状のまま交換をしまして、砂利のまま、その後に市のほうで管理をした後に、予算の状況に応じて整備をしていくということをやっています。

金子委員 ちょっと市の認定の基本的なものは、道路から道路に行っていないと認定はできないというのが基本路線のような気がする。その辺はいかがですか。

道路管理課主幹 新規でつくった道路につきましては、通り抜けているのを要件としていますけれども、もともと行きどまっている道路をつけかえたいというか、交換という形になっていますので、交換の場合には同じように行きどまっている道路を行きどまっている道路で交換をして、認定するという考え方なのですが。

金子委員 私のほうも勉強不足なのか、わかりませんが、普通行きどまり、この間の本会議の総括のときに出て、橋が老朽化していて、橋のほうはとらないでという、そういうことは結局行きどまりということと理解するのですよね。行きどまり道路をつけかえといっても、この状況は地権者、増田さんのほうは別として、水色の人はかなり有利な方法になるという形だよね。これ私は行きどまりは認定はできないという理解しているのですが、今この話だと、旧で行きどまり道路になっている場合でそういうことは無いというお話なのですが、そういうことを今まで、初めて今聞きましたので、今までほかのところもそういうところが出てい

るのですけれども、許可にならないで、かなり苦慮しているところもあるのですよね。その辺はどうなのですか。出せば出るのですか、そういう。

委員長 この間の西多摩運送と同じパターンですよ、結局は。行きどまりと認めていましたよね。

金子委員 橋が引き取らないということは、行きどまりと理解できるでしょう。

建設部長 現道がつまり現状行きどまりになっておりますので、それのつけかえということで、今主幹が申しましたように、新規の認定路線という考え方とは違いますので、もともとが行きどまりだったわけです、この62号線、63号線につきましては。そういう形で一たんこの案件については橋の手前で切っていただきまして、橋以降の話というのはまたこの案件とはちょっと切り離れた考え方です。うちのほうは考えているわけなのですけれども、新設につきましては、委員おっしゃるとおり、行きどまりの認定というものはございませんが、過去にもこのような行きどまりのものを行きどまりで再認定するという事例は過去にもございました。

金子委員 これ何年ごろ行きどまりは許可にならないとなったかわかりませんが、ちょっとこれはおかしいと思うのです。こちらに橋があって、その県道寄りも今道路として使っているのですよね。これは、入間市の道路ではないでしょう。ですから、この間の答弁ですと、橋がぼろだから、そこは受けられない。こっちもそのまんまだということで、これ行きどまり、完全な行きどまりなの

ですよね。行きどまり道路をつけかえたから、いいのだということとは、私はちょっとおかしいのではないかなという感じを持っておりますけれども。

建設部長 先ほどと同じような答弁になって恐縮なのですが、今まであったものが行きどまりですので、今回のものにつきましても、幅員ですとか、そういう機能的なものは変わりますけれども、行きどまりのままの再認定ということでご理解いただきたいと思いますが。

金子委員 例えばそうしますと橋が仮にかけかえられて、いい、もう十分耐震強度、いろいろなものが満たされている橋だった場合は、本会議の答弁ですと、とらないというのをとるということで理解をするわけですが、そうしますとそれも認定をされるという意味。その次も民間の道路も。

道路管理課主幹 今言われましたように、橋が構造的にもかけかえて、認定できるような条件が整えば、県道からの私道分と橋も含めて、新規で認定をして、通り抜ける道路になるという状態で認定のほうを検討したいと思っています。

金子委員 その橋、何で行きどまりだ、行きどまりだというのはこの橋が問題だと思うのです。この橋をいずれにしてもここまで来ている道路だから、行政でやるべきだという話が恐らく出てくる。それで、この図面でいきますと、ここが県道なのです。それで、16、15、13ですか、これが今私道で使っている。これが現状で使っているということは、ここも市で認定願ひ出ると、橋までまた認定

するでしょう。ここは、道路になっているのでしょうか。そうしますと、これいずれにしても市でやるようになってしまう。そうではないの。認定された道路と認定された道路がくっついて、橋がもう老朽化して、危険だということになれば、これは行政でやるでしょう。だから、こういう認定の仕方がおかしいという。

建設部長 相手方からの申し出があった話は、県道まで私道の形態があるので、こちらまで、本会議でも申しましたけれども、もらってくれないか、寄附をしたいという意向はありましたが、橋梁の問題、構造的な問題、そういうものが不完全といいますか、安全性にちょっと問題がありますので、今の段階で市がもらって、面倒を見て、完全なものにするという考え方は、この財政状況等からしても考えられませんので、基本的には相手方に対して構造計算ですか、そういう証拠のものを出していただきたいという話も過去からしていたようなのですが、そういうことも相手からも出てきませんでしたので、うちのほうで目視調査等をした結果、非常に橋台等が特に不安定な状態ということで、これをもらうとなると、今度は管理責任というのは行政側に来ますので、とても議会のご理解等も得られないという判断で、今回は今までどおり、過去に道路につきましては将来にわたり一般交通の用に供し、維持管理に努めるというものと、それから橋についても当面所有者が維持管理を行うという誓約書が一筆入っておりますので、それで相手方に対して、しばらくは管理をお願いするという形で、今回このような提案にさせていただいたわけです。

以上でございます。

友山委員 今ちょっとどうも私わからない、橋が耐震だとか、心配だから、市がそれを受けたときに、お金ももちろんかかるし、いずれ建てかえる、市が建てかえるのは大変だから、受けたくない。しかし、実際はこれは通行しているわけですよ。使っているわけですから、そこへ危険性もあるというのをいつ直すかわからない、どんどん、どんどん年ごとに老朽化していく危険性のあると思われる橋を一般市民なり不特定多数の人が使うに接触してしまった。これを公道としてしまって、果たしてどうなのかなと思う。無責任というか、責任が、では市の公道をずっと走っていったら、ばたっとおっこちてしまったときに、この公道走っていて、ここでとめてあって、ここからは危険ですよとか何かあるのならいいけれども、公道として認めてやっておいて、危険性があるということを受け取らないと、この辺の、今何か一札とっているというのですけれども、いつ直すかわからないものに対しての隣接する、認定してしまうということがどうしてもここは余り納得できないのですけれども、早急に建てかえ計画を立てるとかという条件を、だれが建てたか知らないけれども、そうでなかったら市が責任を持ってやらなければ、そこに隣接してしまって道路を持ってきてしまっておいて、どうも納得がいかないのですけれども、その辺についてどうなのでしょう。

委員長 今友山委員の質問に答える前に、そもそもこれだれが建てたもの、いつごろ建てたものなのですか。

石田委員 昭和15年。

委員長 だれが建てた。

建設部長 申請者であります増田さんという方でしょうか。

委員長 友山委員の答弁、答えてください。

友山委員 それどうするのか。いずれ、増田さんが建てたかどうか知らないけれども、この通行権が増田さんにあるとすれば、仮定して、だって増田さんに一筆とっているということですか、今言ったように。増田さんにとっているという意味ですか。建てかえとかについて。

建設部長 両名から、有限会社サクライ、それから増田さんから誓約書が出ております。

友山委員 もう一回、念のため、どういう誓約書ですか。

建設部長 まず、私道につきましては今後将来にわたり道路として一般交通の用に供するとともに、維持管理に努める。

友山委員 その橋の部分ですか。

建設部長 今は道路です。それから、橋、この私道の途中にある橋については当面所有者が維持管理を行う。こういう形になっております。

友山委員 当面ということは、今言った昭和21年でしたっけ、つくったのは。

委員長 15年。

友山委員 そこからもう既に70年ぐらい近くたっていますね。そうすると、ほとんど耐用年数というのは大変これ厳しいと思うのだよね。それを当面管理すると、そのくらいの誓約書において、万が一、で

は市が誓約書をとって、責任上とったような形ですけれども、ではとっている以上は今度は市も責任があるので、当面といっても、どういうふうに当面を、今度は市が管理責任が出てくるような気がするのですけれども、そういう誓約書をとっている以上は当面、いずれは、では建てかえをするようにという誓約書だと思うのですけれども、当面維持管理するということは、ですけれどもそれに対して市の責任はどういうふうに考えているのですか、そういうものは。ただの当面というだけの誓約書をとるということに対して、今の認定するためにそういうふうな何か誓約書をとっているような形に私はとれてしまうのですけれども、ではその後、当面増田さんとサクライさんのところで2年も3年もいったときに、市はどういう対応していくのですか。本人は、まだ金がないから、できないとか、どうだとかといって待ってくれ、待ってくれという、それで危険性がますます増していくとすると、一般通行車両なり歩行者の危険性に対して市の責任の重さというか、その考え方はどういうふうにとられているのでしょうか。

委員長　　ちょっとその前に、答弁の前に、友山委員のこともおっしゃるとおりなので、問題は、今までがここ私有地だったわけですね、橋までのところが。ということは、近所の人を通るにしても、勝手に私有地を乗り越えて行って、入って行って、橋も通過、私有地の橋を通過していたということが経緯なので、市としての責任というのはかなりやはり薄いと思います。今回は、友山委員がおっしゃるように、金子委員もおっしゃるように、直前まで

もう市有地として公道で認めているならば、近所の人が通行するのにも、そこから橋だけは知りませんよと、この橋渡るべからずという何か昔とんちありましたけれども、そんな話になってきてしまうので、その責任についてどう考えますかということを含めてちょっと答弁していただけますか。

建設部長 なかなか難しいご質問なのですが、少しさかのぼって説明いたしますと、いずれにしましても先ほど申しましたように、昭和21年当時からこのような道路形態で周辺の人たちも利用していたという経過がございます。それから、確かに個人の橋でございまして、それに対して市がこれをもし、先ほど申しましたように、これを市が一括して受けた場合には、即市のほうに管理責任というものも入ってくるわけで、そこに財政、財源を投入して、通常の管理形態であるようなものに直さなくてはいけないということになるのですが、基本的には寄附採納等、一般的ですけれども、道路を受ける場合には完全な形で寄附を受けるという形になっておりますので、そこと照らし合わせても、このような状態でこの部分を受ける、寄附採納を受けるとするのは非常に難しいと思います。

それから、今後の検討課題としては残りますけれども、市のほうとしますと、財政事情等ありますので、しばらくもう少し橋の問題について相手方と協議をしながら、もう少し実際構造計算的にどうなのか、強度的にどうなのかとか、詳細な図面等もいただいたりして、もう少し詳細に調査をしていきたいという考えはございます。

それから、少し話は飛んでしまいますけれども、いずれにしても増田さんの土地問題につきましては昭和20年代ごろから懸案事項になっていた案件でございまして、増田さんが大変なご高齢でいらっしゃいます。ですから、この方の、今所有権あるのですが、この方のときに何とか土地問題だけでも、家が乗っかってしまったりしているわけですから、そういうものを何とか解決したいというところがございまして、もし相続、ちょっとこれはあれなのですけれども、所有権等変わった場合にはまた話がもとに戻ってしまうということも危惧されますので、いずれにしても今回上程させていただいたのは、今まで懸案となっていた土地問題を解決して、通常形で土地交換をして、土地問題を整理したいということで、これは当然行政のほうについても同じなのですが、相手方からも強いそのような要望が出ていますので、今回提案させていただいたわけです。ですから、橋の問題につきましてはしばらく現状のままで利用、管理形態を保持していただきまして、その後、市とまた相手方と協議をさらにしていきたいと、そんなように考えております。

以上でございませう。

石田委員　橋のほうで実際に例えば台風だとか何かで車が走っているときに橋が壊れてしまったとか何かあった場合には当然、私はこの場合だと市の責任に明確になってしまうと思うのだよね。市のほうがいろいろ指導して、構造的なものの内容を取り寄せたり、いずれにしても市のほうとしてそうした指導をして、やっていかざる

を得ないし、そういった面でいうと、私はこの橋があくまで個人のものだということでおくのだったら、この認定するところ最後まで、終点まで認定しないで、手前でとめておいて、そこから先は私道でまだ残しておく、県道までかな、あそこの、そうしない限り、ここまで行ってしまっていれば、当然その先についても責任が出てくるのではないかなというふうに思いますけれども。

建設部長 橋の問題につきましては、この後引き続き協議をしていって、できれば市のほうで管理するような方向に持っていきたいと思えます。

委員長 今ちょっと確認ですが、管理するというのは建てかえも含めてということですね。そういうふうにとめさせていただきますね、よろしいですね。

建設部長 過去からの補強してくださいですか、幅員が足りませんかという話が出ていますので、その辺について協議をしながら進めていきたいとは考えております。

委員長 ちょっと答弁になっていないですね。

石田委員 私は、そこまで考えているのだったら、逆に全部これ先まで橋越えて認定しても同じではないかと思うのです。市のほうの責任でちゃんと寄附金をもらうとか何か方法を取りながら、行政が責任を持ってちゃんと管理していくというほうが今までの筋だと、最終的に現在の所有者に責任を持ってもらおうといったって、これは現実的に無理でしょう。

金子委員 ですから、橋が老朽化して云々という話、県道までの間も採納

を受けてしまって、市民が堂々と通れるようなことにして、橋はもう行政でやるような状況を考えていかななくてはしょうがないのではないですか。これ行きどまりにして、この責任を、では念書をとって、ではここで事故があった場合、車も人も何も事故があった場合、全部民間の他者に責任を持ちますよ、そういう誓約書というの、これも大変なことです。だから、慎重にこれを考えてください。

委員長　今ちょっと質問が最後質問ではない。質問なら質問していただく。要望なら要望でいいですけども。

〔(一回休憩する) という人あり〕

委員長　暫時休憩いたします。

午前10時38分　休憩

午前10時50分　再開

委員長　会議を再開いたします。

最後に、たしか金子委員より質問があったと思いますが、部長答弁できますか。

建設部長　この行きどまりの先の問題、橋も含めて県道までの間の関係につきましては、いずれにしましても市のほうとしては橋が一番大きなネックとなっているわけでございます。現時点で寄附をいただけないということは。これにつきましては、今後地権者と費用負担も含めた形で相談に乗っていただけるよう協議を進めまして、できるだけ早い時期に追加で認定をできるように努力させて

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

金子委員 その間、今回はここで認定されると、市道がここまで来るわけですね。橋が残るわけでしょう。橋までやるには地権者とよく相談してということなのですが、その間に仮に事故なんかがあった場合は、例えばここは車が通っているのです、車と人が。その間の事故は、管理責任というのは行政のほうへ来ない。どうですか。来ませんか。

委員長 金子委員、今認定までの間、今当面の間ということですか。

金子委員 ここが認定されると、ここでもう行政の敷地になるわけですから、道路に。橋がその先についているわけです。そうしますと、橋のここから通ってきて、橋へ入った場合、橋で事故があった場合は……

委員長 あくまでも私道のままの状態ということですね。

金子委員 これが行政の道路になるわけでしょう。

委員長 橋がまだ私の部分の橋の状態のときということですね。そこで答弁をお願いします。

金子委員 今の話で、部長の話でいきますと、地権者とよく相談して、それで費用負担の関係もなるべく協力してもらって、県道までの間をすると、受けてしまうと、採納を受けてしまうということなのですが、その間に、もう昭和15年だか昭和20年だかたった橋で老朽化しているということなので、何か事故があった場合、もうここまで、橋のたもとまで、北側まで市道になっているわけでしょう。その道路を通ってきて、そこで事故があった場合はやはり管

理責任は役所に来てしまうでしょう。

建設部長 一応管理形態から考えますと、市道につきましては行きどまりということになっておりまして、この先の私道については、過去から私道という名のもとに通行を認めてきております。そういうことで、あと維持管理に努めるともなっておりますので、基本的には地権者のほうに責任はいくのかな、行政のほうには降りかかってこないのではないかと考えますが。

山本委員 今の話ですけれども、国家賠償法第2条でしたっけ、公の营造物という部分にこの橋が入るのかどうかという話だと思うのです。一般の公共の用に供している橋で、かつ地図見ていると近隣に橋がないわけで、みんな使わざるを得ないと、そういう客観的な状況にある中で、一般の人が自由に使っている橋というものが私有物だから、地権者の全部賠償責任を負うのだというのは非常に厳しい話ではないですか。実態から考えると、これ公の营造物とみなされて、市が賠償責任を負う可能性が高いように思いますけれども、その辺の法的な解釈どうなっています。

委員長 ちゃんと答弁しないと継続審議になってしまうよ。

石田委員 明確な方針をつくってもらって、次回ということで。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議案第67号から70号までの市道路線の廃止、認定については、一たん保留とさせていただきます。また適時再開させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第71号 市道路線の廃止について

議案第72号 市道路線の廃止について

委員長 次に、議案第71号 市道路線の廃止について、議案第72号 市道路線の廃止についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部次長 それでは、議案第71号 市道路線の廃止について、議案第72号 市道路線の廃止について、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第71号で廃止する市道C1078号線は、圏央道の南側に位置し、起点を大字南峯字東武蔵野675-3、終点は同じく662-1とする行きどまり道路でございます。

次に、議案第72号で廃止する市道C1079号線は、C1078号線の南側に位置し、起点を大字南峯字東武蔵野674—3、終点は同じく663—1とする行きどまり道路であります。

この2路線の廃止は、隣接地の開発者である第一貨物株式会社が当該市道周辺の農地にトラクターミナルを計画しており、市道を含めて一体的な利用をしたいという払い下げ申請に伴いまして、ご提案するものでございます。

細部につきましては、資料をご参照いただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 この2路線とも第一貨物のトラクターミナルという話なのですが、これ農地転用等につきましては何の条件もつけないで、周りへの影響あると思いますけれども、許可になっているのでしょうか。

道路管理課主幹 現在農業振興地域の農用地からの除外申請がされておりました、確認したところ、今月末あたりに除外がされて、来月か再来月あたりに農地転用の許可申請がされるのではないかとということです。

石田委員 計画で1079号線の一番終点のほうになるかと思いますが、その隣地との関係で、これはどんな計画になっているのですか。例えば東武蔵野と書いてあるけれども、このあたりは畑ではないかと

思いますけれども、そちらに対する影響とか、そういうのは何か対策、緩衝帯つくるとか、何かできているのですか。

建築指導課長 現在宅地開発指導要綱に基づく事前協議が第一貨物さんのほうから出ていまして、そちらの中では緑地帯で一部緩衝帯が設けられる。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第71号 市道路線の廃止について、議案第72号 市道路線の廃止についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第73号 市道路線の廃止について

委員長 次に、議案第73号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部次長 では、議案第73号 市道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

廃止する市道D7号線は、起点を宮寺字北宮寺新田3109、終点は同じく3110-1とする行きどまり道路であります。この路線廃止は、隣接土地所有者である株式会社武蔵カントリークラブからの払い下げ申請に伴いまして、提案するものであります。

細部につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第73号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしましたし

た。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第 77 号 平成 21 年度入間市一般会計補正予算（第 5 号）のうち
所管のもの

委員長 次に、補正予算 7 件について審査を行います。

まず、議案第 77 号 平成 21 年度入間市一般会計補正予算（第 5 号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部長 それでは、主立ったものを簡潔に述べたいと思います。議案第 77 号で環境経済部所管のものを歳入歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。予算説明書 10 から 11 ページをごらんください。国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金

で循環型社会形成推進交付金166万6,000円は、平成20年度末、国の緊急経済対策を受けて環境省繰り越し分として措置された事業のうち、補助対象事業として宮寺保育所の老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への入れかえ工事を申請し、採択されたものでございます。補助基本額につきましては333万2,000円でございますが、その2分の1の補助率でございますので、166万6,000円となる見込みでございます。歳入は環境課で受け入れますが、歳出につきましては児童福祉課のほうで民生費として計上しております。

続きまして、12から13ページ、款16県支出金、項2 県補助金、目6 商工費県補助金、節1 商工費補助金でございますが、これは夢チャレンジ事業補助金でございます、50万円、これにつきましては商店街活性化に向けた補助金の採択がされましたので、ここで補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の24から25ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境保全費の中の環境の保全及び創造に資する助成事業200万円は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源に交付金対象事業の一つとして実施するものでございまして、ことし4月1日以降に新たに住宅用太陽光発電システムを設置した、あるいは今後設置される世帯を対象に、その設置費の一部を補助するものでございます。補助限度額が5万円でございますので、一応40件分を予定しております。

続きます。補正予算説明書26から27ページ、労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、節15工事請負費、勤労福祉センター研修室空調機改修工事129万4,000円でございますが、昭和61年に竣工した施設でございます。23年経過してございますので、勤労福祉センターの2階の研修室でございますが、空調機2基が老朽化による故障が相次ぎまして、もう修理に耐えられない状況になっております。緊急で入れかえるものでございます。

次に、30ページから31ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節19負担金、補助及び交付金の中で商業振興事業のうち商業振興補助金、これにつきましては宮寺・二本木地区商工振興ふるさと元気アップ補助金として30万円を計上したものでございます。この補助金は、ご案内のとおり「ホッタラケの島」の放映を機に宮寺・二本木地区に元気を取り戻そうということで、宮寺・二本木ふるさと元気アップ事業実行委員会というものが組織されまして、これに対しまして地元のPR、あるいは不老川をきれいにする会の啓発等を通じまして、地元の産業の振興を図るものでございます。この事業総額は100万円で、県が50万円、市が30万円、地元が20万円を負担して事業を実施しようとするものでございます。同じく商業振興事業のうち中心市街地活性化事業補助金50万円は、採択のあった県補助金を受け入れ、中心市街地のアポポ商店街振興組合が実施する事業へ補助するものでございます。

以上で補正予算（第5号）の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 25ページの太陽光発電の関係で、申し込み状況というのはどんな傾向なのですか。

環境課長 ことしの5月に第1次を申し込みしたわけでございますが、総括質疑の中で部長も答弁させていただきましたが、1キロワット当たり2万円、限度額5万円ということで、当初20件分を予算100万円で受け付けたわけでございますが、21件受け付けた状況でございます。

石田委員 今回は、そうするとすぐにほぼ全部40件出てしまう可能性が強いのでしょうか。その場合に、平均でどのくらいの太陽光発電がつけられているのでしょうか。

環境課長 今の状況といたしましては、先ほどお話ししましたように5月11日に第1次を受け付けたわけでございますが、とりあえず事務方のほうで環境課で来る問い合わせを8月21日までちょっと集計してみたのですが、窓口で5件、電話で51件という状況で、合計56件、あとそれから6月21日現在で県のほうに問い合わせしてみたのですが、埼玉県もやはり今年度から申請事業を始めまして、その時点で37件というふうな状況でございました。つきましては、今回40件分受け付けるわけなのですが、想定としましては40件を超える形に入ってくるかなという感じではございます。

それから最後に、発電容量なのですが、実際今回第2次を受け

付ける際、どの程度の容量を皆さん設置されるかわからないのですが、とりあえず環境課としましては1件当たり約3キロが標準であろうというふうに見込みを立てております。第1次では1件当たりの発電容量は3.54キロワットというふうな形で処理しております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。当初審査の順序を区画整理部と建設部、建設部が先にしておりましたが、区画整理部を都合により先に審査でよろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 異議がないようですので、先に区画整理部について審査をした

いと思います。

区画整理部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第77号 平成21年度入間市一般会計補正予算(第5号)

のうち区画整理課の所管のものについてご説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。補正予算説明書の14ページから15ページをごらんをいただきたいと思います。款21、項5、目1雑入、地区外排水切り回し工事補償金434万6,000円につきましては、飯能県土整備事務所の施工による下藤沢地内、国道463号にかかる不老川筋大橋かけかえ工事に伴い、この国道463号線に埋設をされています武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の地区外排水管が支障となるため、この切り回し工事に対しまして県からの補償金を受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。説明書の32ページから33ページをごらんをいただきたいと思います。款8、項3、目4土地区画整理費、大事業、扇台土地区画整理事業、中事業、特別会計繰出金3,790万円及び同大事業、狭山台土地区画整理事業、中事業、特別会計繰出金1,500万円の増額につきましては、国庫補助金の交付額の決定に伴い、特別会計繰出金を増額したいものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時04分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議案第67号から第70号の市道路線の認廃定について再度審議を再開いたします。

では、もう一度再び質疑に入ります。

金子委員 道路認廃のずっと議論をしてきたわけですが、行きどまりということで1点認定はどうかということと、そして橋は一体化して行政が管理をすべき、そして橋から県道までの間もいずれ認定をするというふうな、これはなぜかといいますと、不特定多数の人が通ったり、車が通ったりするということは、やはり行政が責任を持たないとなくなると可能性が十分あると。それに対しては、やはり橋から県道の間も道路認定をしないとこれできないわけですから、管理は行政でやるべきではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

建設部長 今のご質疑についてお答えいたします。

現状、委員おっしゃられるように、一般市民が日常的に通行し

ており、所有者もまたこれを妨げてはいないわけでございます。
そして、その先の橋を通行して県道に抜けることが可能でありますので、公道としましては行きどまりでございますけれども、物理的に通行が可能となっていることから、行政としての管理責任は免れないものと考えております。これらのことを考慮しますと、所有者との管理協定等を締結することも考慮しながら市が管理していく考えでございます。なお、まず橋の強度等が不明でございますので、詳細調査等を実施し、耐久性、また強度問題等を調べる必要があります。結果によっては通行制限表示もして市が管理することとし、最終的には認定を橋から県道までしたいというふうに考えております。

以上でございます。

石田委員 同様なケースが今後出た場合、その場合も同じように扱うというふうに考えてよろしいですね。

建設部長 このようなケースは、ほかにはないと考えておりますけれども、出た場合には同様に扱いたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第67号 市道路線の廃止について、議案第68号

市道路線の認定について、議案第69号 市道路線の廃止について、議案第70号 市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休憩

午後 1時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第77号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第5号）のうち建設部所管のものを留保しておりましたので、議題といたします。

建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議事の進行を妨げまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第77号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第5号）のうち建設部所管分について事項別明細書により説明いたします。

初めに、歳入について12、13ページをごらんいただきたいと思

いますが、目7 土木費国庫補助金1,400万円は、舗装補修事業に対し、国交省の地域連携推進事業費補助金の内定を受けたため増額補正するものであります。

続きまして、歳出でございしますが、32、33ページになります。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう維持費、大事業、道路等緊急補修事業の5,000万円は、市民からの要望や通報に基づく道路等の緊急補修工事の件数増が見込まれるため増額補正するものです。

次に、目3 道路橋りょう新設改良費、大事業、舗装補修事業の9,391万9,000円は、歳入で触れました地域連携推進事業費補助金並びに経済危機対策臨時交付金を活用し、幹線市道5路線の舗装補修工事を実施するため増額するものでございます。

同じく大事業、橋りょう整備事業1,281万円につきましても臨時交付金を活用し、橋梁2本の詳細調査並びに工事設計の業務委託を行うため増額するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 33ページの今の道路等の緊急補修の関係で市民要望がふえているということなのですけれども、現在残っているものというのは何本ぐらいあるのかと、道路補修の関係の5路線というのは、どこどこですか。道路番号を教えてください。

道路整備課長 市民要望ということで8月20日現在なのですけれども、21年度4月から684件、舗装の補修ですとか、側溝の補修ですとか、いろいろな道路施設に伴います要望が来ております。そのうち処理したもの、ちょっと今集計はしていないのですけれども、8割から9割方ぐらいは施工が済んでおるとっております。

それと、補修の関係で5路線ですけれども、幹線道路5路線ということで市道幹6号線、これにつきましては町屋通り、幹8号線ですね。町屋通りから南へ向かいまして、市民会館通りの交差点まで、距離にしまして355メートル、幅員が8メートルでございます。次に、市道幹11号線、これにつきましては通称安川通りと呼ばれる道路でございます。国道463号線バイパスからイオンの前までということで、延長が580メートル、幅員が8メートルから9.65メートルでございます。次に、市道幹51号線、これはぶしニュータウン内の通称バス通りと呼ばれる路線でございます。西武分署の前と、それから東に向かいまして、299バイパスから県道馬引沢線までですか、その一部ということで、延長が612メートル、幅員が6メートルでございます。それから、市道幹56号線、これは通称藤宮道路と呼ばれている道路でございます。国道16号線、西多摩運送の前と、少し飛びますけれども、太陽ステレスのテニスコート前付近ということで、延長が480メートル、幅員が6メートルから10メートルということでございます。それから、最後に市道幹57号線、これは富士見通り線でございます。国道の463号線から市道幹6号線までの交差点まで、延長が715メ

一ター、幅員が8メートルから9.5メートルでございます。

以上です。

石田委員 道路緊急補修の関係は、そうすると今来ている要望については残りの一、二割ということなので、今回の5,000万円やれば何とか全部大体今の来ているものに関しては終わるといふふうに解釈してよろしいですか。

道路整備課長 これは、内容にもよるのですけれども、全部100パーセント処理できるかどうかというのは、ちょっとその辺は定かではございませんが、5,000万円あれば今まで来ている684件ですか、それからこれから来るであろうというか、何が、道路陥没等予測できないものもありますけれども、そういうものにも対応できる予算でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

以上をもちまして各部ごとの質疑は終結いたしましたので、これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第77号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第5号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第82号 平成21年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第82号 平成21年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議案第82号、入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の

概要について事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに、歳入のうち7、8ページの項1使用料、目1下水道使用料1億660万5,000円の減額については、7月末時点での調定額の前年度対比がマイナスとなっているためこれを年間ベースに置きかえて積算し、不足分を減額したものでございます。今後も経済動向や需要予測を注視しながら事務執行してまいりたいと考えております。

次に、項1目1繰越金7,745万8,000円の増額は、平成20年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出、9、10ページ、項1事業費、目1下水道建設費、大事業、公共下水道管渠築造事業、中事業、設計等委託料の1,250万円の減額は、本年度予定していた業務委託を翌年度以降に繰り延べしたことによるものでございます。

また、同じく中事業、管渠築造工事費1,000万円の減額については、舗装本復旧工事の執行残を減額するものであります。

最後に、予備費につきましては、収支調整により減額するものでございます。

以上で補正予算の概要説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 本会議のときにあったことですが、今の下水道の使用料が1億円も減ったという、昨年と比べて出てきたという話なので

すけれども、その要因というのは何か考えられますか。

下水道課長 今回下水道使用料の減額は、平成19年の6月から新料金に改定したわけなのですけれども、19年度までは順調に伸びていたのですけれども、当時を考えてみますと、平成19年度当時、石油の高騰によって電気料金等の公共料金が上がった時代でもございました。そのころから恐らく市民としては節約意識があったと。決定的にこれに追い打ちをかけたのが昨年秋以降の経済不況だと思います。この経済不況によりまして、個人、企業とも一層の経費削減と申しますか、そういうことで排出量が減少したと考えております。

なお、一般家庭では洗濯機等、家電製品がすべて昔のものとは比べて節水型のものが普及し始めた、これも大きな一因になっていると考えております。洗濯機なんかだと従来の2分の1、それから洗浄機だと10分の1と言われております。あと、トイレであるとか、シャワーであるとか、そういった家電製品の影響も大きいです。

それから、企業につきましては下水道使用料の単価設定が累進型となっております。同じ1立方メートルでも個人と大量に使う事業所の場合は、最大で2倍の、1立米単価として2倍あります。そういったことから、企業の排水量の減少が落ちた最大の要因であると。個人、企業、こういった分析をしているところです。

以上です。

友山委員 今ので企業とこっちの節水、あれどのぐらいの率は聞いたこと

ありますか。企業のほうも1億円ぐらい減っている。おおむね企業と一般家庭の割合とといいますか、ざっとでいいですけども。

下水道課長 その数字については、実際はつきりとらえてはおりません。

ただ、推測すると大体半々ぐらいかなという気がしております。

というのは、企業でも大量に水を使う企業について一応比較資料は持っているのですけれども、それによりますとベスト15、大きいところなののですけれども、それだけでも3,000万円ほど減収となっております。ですから、残りを、小さい企業も含めると約半々かなという考えを持っております。

金子委員 下水道普及率が98パーセントとか99パーセントだと言っていましたですね。そういう状態の中で前年度より、今の説明はある程度わかりますけれども、節水型が出たとかなんとかと言っていたのですけれども、加入をされている方は、もうそのころと変わらないということでもいいのですか。

下水道課長 区域内の実際に下水道に接続している、いわゆる水洗化、この率が現在、20年度決算で94.8パーセント、ですから残りの5.2パーセント、世帯でいうと……ちょっと失礼します……失礼しました。未接続世帯で2,630軒ございます。これらの世帯につきましては、普及活動として一定の文書を送付するであるとか、適宜企業については訪問するであるとか、そういったことで直していただきたいと思っているのですけれども、何分宅内工事にちょっと多額の、30万円とか、40万円とか、平均でそのぐらいの金額がかかりますので、経済状況が落ちている、なかなか強制力がござい

ませんので、難しい面がございます。それから、建てかえを控えているとか、あと空き家であるとか、そういったものが残されてしまっています。そういうような現状です。

金子委員 強制力はないものという感じなのですが、下水道を布設するときに説明会等々では3年以内に接続してくださいというような指導があったような気がしているのですけれども、その辺の指導はどう。

下水道課長 基本的には、下水道法によると、布設したら速やかにと法律では書いてございます。ただし、くみ取り便所については3年以内に行わなければならないという法律になってございます。ただ、一定の準備期間も含めて3年以内にお願ひしますとお願ひをしているのが事実でございます。

金子委員 そうしますと、わかりました。

今度あれなののですけれども、この1億何千万円という、1億600万円ですか、このお金はことし、来年というような状況は見られないのですか。

下水道課長 同じ減額率ですか、これがそのまんま毎年継続するとは考えておりません。ですから、例えば企業の減額にしても一定の規模で、当然企業は経費節減のために絞りますけれども、同じ率でどんどん落としていたら企業活動できませんので、それが個人にも同じことが言えると思います。ですから、ふえるということは想定できませんけれども、緩やかにやはり減少していくのではないかなという感じを持っています。

山本委員 歳出のうち公債費の財源の関係で1点だけお伺いします。

今先ほど来話が出ている下水道使用料を特定財源として公債の元利償還に充てておられるのを、減収分を一般財源に振りかえてという形で財源処理されているというふうにお見受けしますけれども、今おっしゃられたように、緩やかに下水道の使用料が減少していくであろうという中で、たしか150億円以上企業債残高ありましたよね。そういった部分で今後の下水道の経営については公債残高の部分を圧迫してくるのではないのかなという気がしましたけれども、その辺の見通しいかがですか。

下水道課長 実際今お話しになった公債費の残高ですけれども、20年度末で……失礼しました。20年度末で142億5,244万円となってございます。

それで、今のご質疑なのですけれども、下水道事業会計は一般会計で負担すべき雨水等の整備費を除いた污水处理費のうち、平成20年度決算でいうと約70パーセントが下水道使用料で賄っています。残りは、一般会計からの繰り入れで賄っているのが現状です。一般会計繰入金につきましても実施計画等で要望させていただいているのですけれども、実は下水道審議会に料金改定の折に出した数字ですと、毎年約10億円程度ということだったのですけれども、市のご存じのように財政状況が非常に厳しい状況で、実計で9億円、それが実際21年度の予算ですと8億5,000万円になってしまった。8億5,000万円で21年度組むときも当然維持管理費の事業の今後の計画について組み直し、それから1億円につい

ては順延、こういったことで予算を計上させていただいたのですが、けれども、今後も若干の工期のおくれであるとか、繰り延べ、こういったことで毎年運営していかざるを得ないのかなという感じがしております。恐らく今後も一般会計繰入金がこれ以上減るとかなり厳しい状況が生じて、その場合には3年に1度下水道使用料の見直しということを計画していますけれども、何らかまた考えなければいけない状況が起きかねないと、その辺危惧するところでございます。

山本委員 非常に台所事情厳しくなっているということについては了解しました。

いっとき資本費平準化債が出たりもしてましたので、やっぱりこれ以上借金経営になるのもまずいですし、かといって値上げも困るのですけれども、いかんせん管渠の築造工事、今回の2,250万円減額、繰り延べだと思いますけれども、そういう形でやりくりをしていくということについて維持管理の面から支障が出ないのか。耐用年数であったり、あと下水管の耐震化というのがあったのかどうかちょっと承知しませんけれども、その辺も含めて維持管理の部分について支障が出ないのか、その点だけお答えいただけますか。

下水道課長 今回の補正予算の管渠築造関係の減額につきましては、一部雨水の部分と、もう一つ、汚水でも16号線の要するに未利用、まだ利用計画がなされないだろうということで繰り延べしているものでございます。ですから、21年度予算に関しましては、維持管

理まではまだ影響はないと考えております。ですから、先ほど申しましたように、今後さらに一般会計繰入金なりが絞られるようなことがあると、またこれは考え直さなければいけないのかなと、そういう気がしております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第82号 平成21年度入間市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第 83 号 平成 21 年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画
整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

委員長 次に、議案第 83 号 平成 21 年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周
辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたし
ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第 83 号 平成 21 年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺
土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要をご説明を
申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第 1 号）説明
書により説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算
にそれぞれ 2,801 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億
87 万 2,000 円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。説明書の 7 ペー
ジから 8 ページをごらんをいただきたいと思います。款 2 項 1 目
1 区画整理事業国庫補助金 1,295 万円の減額は、補助金の交付額
が決定をしたことによる減額でございます。

次に、款 5 項 1 目 1 繰越金 4,096 万 7,000 円の増額は、平成 20 年
度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。資料の 9 ページか

ら10ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1事業費2,671万円の増額は、大事業、工事費、中事業、街路築造工事費1,071万円で、都市計画道路下藤沢線の歩道整備工事を実施いたしたいとするものでございます。

また、大事業、物件等移転補償費、中事業、物件等移転補償料1,600万円は、新たに2棟分の建物移転補償料を増額したいものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第83号 平成21年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしましたし

た。

△ 議案上程

議案第84号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第84号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第84号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要をご説明を申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ7,897万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3億6,997万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。補正予算（第1号）説明書の7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。款1項1目1公共施設管理者負担金5,000万円の増額は、国道16号の拡幅に伴う公共施設管理者負担金として本年度の協定

が見込まれたことによりますため計上したいものでございます。

次に、款 1 項 2 目 1 区画整理事業国庫補助金100万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款 3 項 1 目 1 繰越金2,797万6,000円の増額は、平成20年度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。説明書の 9 ページから10ページをごらんをいただきたいと思えます。款 2 項 1 目 1 事業費7,800万円の増額は、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料として新たに16号関連の建物移転 5 棟を実施したため計上したものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第84号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後　１時４０分　休憩

午後　１時４１分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第 85 号　平成 21 年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

委員長　次に、議案第 85 号　平成 21 年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長　議案第 85 号　平成 21 年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要をご説明を申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第 1 号）説明書によりご説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予

算にそれぞれ1億2,177万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,377万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。補正予算書説明書の7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1区画整理事業国庫補助金4,280万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款4項1目1一般会計繰入金3,790万円の増額は、国庫補助金の交付額の決定により市負担分を増額したいものでございます。

次に、款5項1目1繰越金4,107万1,000円の増額は、平成20年度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。説明書の9ページから10ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1事業費1億2,990万円のうち大事業、工事費、中事業、1,770万円の増額は、区画街路4-53号線の街路築造工事を実施したいものでございます。

また、中事業、汚水工事費の670万円の増額は、汚水管の整備工事を実施したいものでございます。

また、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料1億550万円の増額につきましては、新たに3棟分の建物移転補償料及び附帯工作物補償料を増額したいものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第85号 平成21年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第86号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第86号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第86号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画
整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要をご説明を申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ7,419万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,219万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。補正予算（第1号）説明書の7ページから8ページをごらんをいただきたいと思っております。款2項1目1区画整理事業国庫補助金1,500万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款3項1目1一般会計繰入金の1,500万円の増額は、国庫補助金の交付額の決定により市負担分を増額したいものでございます。

次に、款4項1目1繰越金4,419万7,000円の増額は、平成20年度の決算収支の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。説明資料の9ページから10ページをごらんをいただきたいと思っております。款2項1目1事業費4,100万円の主な増額は、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料で、新たに1棟分の建物移転補償料を増額したいものでございます。

次に、款3項1目1元金3,000万円の増額は、償還元金として土地区画整理事業債の一部を繰上償還したいものであります。

次に、款3項1目2利子170万7,000円の減額は、前年度繰上償還に伴う償還利子の減額であります。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 償還金の利子というのは、これはどのくらいでしたっけ。

狭山台土地区画整理事務所長 1.1パーセントです。

石田委員 多分本会議のときにあったかと思うのですがけれども、保留地処分がまだ9億6,200万円あるということなのですがけれども、平成22年までに処分がどのくらいできる見込みで、一般会計からの繰り入れをどのくらいしなくてはならなくなるのかな、その見通しはどんなふうか。

狭山台土地区画整理事務所長 現在保留地の残数につきましては、24画地、1万3,226平方メートルございます。平成21年度につきましては、5画地、2,982平方メートル、平成22年度につきましては8画地、2,681平方メートル、平成23年度につきましては11画地、7,563平方メートルを予定しております。それで、全画地の97画地が全部売り切れるという形になります。

以上でございます。

石田委員 そうすると、平成22年度までという13画地だけ処分して、残りについては処分できなくても現実的には一般会計から償還するという形になるのですか。

区画整理部長 本会議でも何回か言わせていただいたのですが、どうしても平成23年度までいきませんと、道路等の関係がございまして、保留地の処分できる形状ができませんので、当面21、22でできるだけ今言った面積の公売に努めまして、足りない分は一般会計のほうから一時お借りをしておきまして、後年度、平成23年度には11区画売る予定でございしますので、そのときにその原資をお返しをできればと、このように考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第86号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第87号 平成21年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第87号 平成21年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

水道部長 議案第87号 平成21年度入間市水道事業会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、過年度分の水道料金を還付するための特別損失の増額と配水管布設がえ工事3件の設計業務委託料の増額及び扇町屋配水場関連耐震化工事設計業務委託料を減額するための建設改良費の減額を行うものでございます。

第2条は収益的支出の補正で、事業費の既決予定額29億573万5,000円に163万6,000円を増額し、補正後の予定額を29億737万1,000円とするものでございます。

次に、第3条は資本的支出の補正で、資本的支出の既決予定額8億7,532万2,000円から426万5,000円を減額し、補正後の予定額を8億7,105万7,000円とするものです。なお、この補正予算によりまして、資本的支出額が426万5,000円減額となりますので、損益勘定留保資金等で補てんする額については7億8,630万円とな

ります。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算説明書のほうで
ご説明を申し上げます。2 ページ上段にございます収益的支出は、
上藤沢地内にありますマンションの管理組合から平成21年6月に
給水装置工事事業者を通じまして申請のありました平成20年1月
分の水道使用水量を入間市水道使用水量認定要綱の規定に基づき
まして、共用栓の地下配管の破損による漏水と認定したことから、
過年度分の水道料金163万6,000円を還付するために、目1 過年度
損益修正損を増額するものでございます。

2 ページ下段の資本的支出のうち、目2 配水管改良費1,018万
5,000円の増額は、飯能県土整備事務所が市内春日町2丁目地内
の国道299号の歩道バリアフリー化工事を平成22年度に実施する
ことから、支障となります配水管の布設がえ工事に伴う設計業務
委託料370万4,000円を、また入間市駅北口土地区画整理事業が馬
頭坂線の雨水排水管工事を平成22年度に実施することから、支障
となります配水管布設がえ工事に伴う設計業務委託料401万
1,000円を、さらに水道部単独の老朽管更新事業として平成22年
度を実施を予定しております下藤沢地内の県道川越・入間線の配
水管布設がえ工事、この中には石綿セメント管約347メートルが
含まれておりますが、この工事に伴う設計業務委託料247万円を
増額するものでございます。

目3の配水場改良費1,445万円の減額につきましては、平成21年
度で扇町屋配水場の耐震診断と耐震化工事設計を予定をいたしま

したけれども、耐震診断業務の委託期間が来年の2月までとなったことから、耐震化工事の設計業務委託につきましては平成22年度に実施したいために減額を行うものでございます。

以上で補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただけますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 配水管の関係で藤沢の県道のところの石綿セメント管ですか、その何か設計が247万円と今説明あったと思うのですが、このところでこれで全部あそこのところは改良終わるのですか。

水道工務課長 このところは、今回は347メートルということで下藤沢地内の部分だけです。ちょうど久保稲荷線から県道の武蔵藤沢停車場線の部分、あそこの手前までの間を今回やります。あと、県道のほうは、今度は逆にそれから下という言い方、上藤沢地内の今度は463号線を越えたところ、そこにまだ、そこから藤沢橋ですか、その部分がまだ232.59メートルまだ残っております。それが終わると、県道は全部終わります。

山本委員 2点です。

1点目は、今の石綿セメント管なのですが、市内にあと何メートル残っていますか。あと何年ぐらいでなくなるのでしょうか。

水道工務課長 石綿管は、今現在、平成21年3月末、859.71メートル残っております。今回の設計委託の中では347.42メートル予定してお

りますので、残延長が512.29メートルになります。一応予定としては平成22年、平成23年と、この2カ年で一応撤去を終わらせる予定で今計画しております。

山本委員 これは、市の管だけですよね。あと、一部の地域で自分で引いてしまっているところというのですか、私道の下だったりするような部分の距離は、これは含まれていないという理解でよろしいですね。

水道工務課長 はい、そのとおりでございます。

山本委員 そちらのほうは、今後どうなっていくのでしょうか。この公道の下の部分が終わった後に市としても対応していただけるものなのか、あるいは自分でやることになるのか、その辺の基本姿勢お示しくください。

水道工務課長 ただいまのご質問なのですが、今現在はまだ正直言いません。あくまでも公道をまず優先にやると。その後、私道についてはどうなるかというのはちょっとまだ内部で十分これから検討させていただいて、またそれからということになると思います。

山本委員 その件は了解しました。

あと、ちょっとこれ議題から少し出てしまうのかもしれないのですが、関連で教えていただきたいのですが、下水道会計で1億円ほど利用料が落ち込んでいるので、減額補正になっておるのですけれども、上下セットだと思うのです。水道利用料の動向、水道料金の収納の動向というのは、これ水道使用量との関係でどう

なっているのでしょうか。関連でちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

水道経営課長 水道料金なのですけれども、やはり水道料金に関しての水道の使用量そのものが年々減少の傾向にございます。ということで、現在はまだ補正というふうなことまでは言っていませんけれども、これはやはり年々減少していくということで見えていかないといけないというふうなことは考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第87号 平成21年度入間市水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告(午後 2時01分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信